

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第7号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当) 第17条 <省略> <u>(フルタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当)</u> 第17条の2 条例第17条の2において準用する給与条例第21条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。 (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第18条 条例第18条第1項の規則で定める時間は、 <u>7時間45分に1.9</u> を乗じて得た時間とする。	(フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当) 第17条 <省略> (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第18条 条例第18条第1項の規則で定める時間は、 <u>毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」とい</u>

(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬と地域別最低賃金の額との関係)

第18条の2 条例第20条第1項に規定する報酬の額の元となる基準月額が、158,875に最低賃金法(昭和34年法律第137号)第10条第1項の規定により決定された愛知県の地域別最低賃金の額(以下「地域別最低賃金額」という。)を乗じた額(以下この項において「最低賃金月額」という。)を下回る場合は、当該基準月額は、最低賃金月額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

2及び3 <省略>

(パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当)

第21条 <省略>

(パートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当)

第21条の2 条例第26条の2において準用する給与条例第21条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第26条の2第1項の1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者は、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が30時間未満の者とする。

3 前条第3項の規定は、条例第26条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第21

う。)の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬と地域別最低賃金の額との関係)

第18条の2 条例第20条第1項に規定する報酬の額の元となる基準月額が、38時間45分に52を乗じたものから前条の時間を減じたものに最低賃金法(昭和34年法律第137号)第10条第1項の規定により決定された愛知県の地域別最低賃金の額(以下「地域別最低賃金額」という。)を乗じた額を12で除して得た額(以下この項において「最低賃金月額」という。)を下回る場合は、当該基準月額は、最低賃金月額とする。

2及び3 <省略>

(パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当)

第21条 <省略>

条第3項の規則で定める額について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後を計算期間として支給する報酬から適用し、施行日前を計算期間として支給する報酬については、なお従前の例による。